

紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの【障害者】

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	紀北町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの【障害者】
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの 紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの【障害者】
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第1条	紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、障害者、1人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）紀北町福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年紀北町規則第64号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項4号	紀北町福祉医療費の助成に関する条例第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）第4条の福祉医療費の受給資格の認定の申請の受理若しくはその受給資格の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項4号イ	紀北町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項4号ロ	紀北町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
---------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項5号	紀北町福祉医療費の助成に関する条例第10条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務	紀北町福祉医療費の助成に関する条例第10条の福祉医療費の受給資格の変更に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項5号イ	紀北町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項5号ロ	紀北町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月26日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	

保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	